

給与事務担当者研修会資料

(扶養手当)

教職員課調整班学校給与グループ

目 次

第 1	扶養親族を新規に認定する場合		
1	扶養親族とできる者の範囲	扶養 1
2	同居の確認	扶養 3
3	所得年額	扶養 4
4	他からの扶養手当受給の有無	扶養 7
5	主たる扶養者	扶養 8
第 2	扶養の実情に変化があった場合		
1	扶養親族とできる者の範囲	扶養 9
2	別居世帯の扶養親族	扶養 9
3	所得年額	扶養 10
4	他からの扶養手当受給の有無	扶養 13
5	主たる扶養者	扶養 13
第 3	手当の支給額	扶養 14
第 4	質疑応答	扶養 15
	資料		
	・扶養親族の認定について (H7. 7. 31 教職第 485 号)		扶養 19
	・施設入所者の主たる扶養者の取扱いについて (H13. 4. 16 事務連絡)		扶養 21
	・事業所得のある扶養親族の認定に係る取扱いについて (H21. 1. 27 教職第 539 号) ..		扶養 22
	・育児休業に係る扶養親族の認定等について (H7. 4. 1 教職第 157 号)		扶養 23
	・育児休業期間中の者についての扶養親族認定に係る所得見込額の算定について (H22. 4. 6 教職第 4 号)		扶養 27
	・育児休業者に対する期末手当又は勤勉手当の支給について (H11. 12. 24 事務連絡)		扶養 30
	・育児休業期間中の者についての扶養親族認定に係る所得見込額の算定等について (H19. 10. 10 教職第 337 号) ..		扶養 33
	・育児休業に係る扶養親族の認定等について (H14. 4. 25 教職第 156 号)		扶養 34
	・「主たる扶養者」の確認方法について (H26. 3. 6 教職第 616 号)		扶養 37
	・参考様式 給与月額等証明書 (固定給用)		扶養 39
	給与支給証明書 (パート・アルバイト用)		扶養 40

第1 扶養親族を新規に認定する場合

扶養親族を新規に認定する場合には、次の全ての要件を満たすことを確認しなければならない。

- 1 次のいずれかに該当する者であるか
- ① 配偶者
 - ② 22歳の年度末までの子、孫
 - ③ 60歳以上の父母、祖父母
 - ④ 22歳の年度末までの弟妹
 - ⑤ 終身労務に服することができない程度の重度心身障害者

ある ↓ ない

認定不可

1 扶養親族とできる者の範囲

扶養親族とできる者は次の①～⑤の者に限られる。これ以外の者を実質扶養していても、扶養親族とすることはできない。

条例 § 11. 2

規則 § 4. 1. (3)

- ① 配偶者
- ② 22歳の年度末までの子、孫
- ③ 60歳以上の父母、祖父母
- ④ 22歳の年度末までの弟妹
- ⑤ 終身労務に服することができない程度の重度心身障害者

※ 「22歳の年度末まで」とは、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあることをいう。

(1) 配偶者

配偶者とは一般には民法上の妻又は夫をいうが、婚姻の届出をしておらず内縁関係にある者も含む。

運用 § 4 関係. 1. (1)

確認書類

- ・職員との身分関係がわかる戸籍謄本若しくは抄本（同居の確認〔第1の2〕を行う際に取得した住民票に続柄の記載があり、職員との身分関係が確認できる場合省略可）
- ・婚姻に関する申立書（第4号様式）（内縁の場合）

(2) 22歳の年度末までの子、孫

子とは実子又は養子をいい、孫とは実子の実子、実子の養子、養子の実子又は養子の養子をいう。

養子とは民法に規定する養子縁組をした者のことなので、配偶者の連れ子は職員と養子縁組をしない限り、職員の子ではない。

運用 § 4 関係. 1. (2)・(3)

扶養親族とできるのは22歳の年度末までに限られているので、これを過ぎている子、孫を実質扶養していても扶養親族とはできない。

確認書類

- ・職員との身分関係がわかる戸籍謄本若しくは抄本（下記の場合、同居の確認〔第1の2〕を行う際に取得した住民票に続柄の記載があり、職員との身分関係が確認できる場合省略可）

職員が住民票上の世帯主である場合

職員が住民票上の世帯主ではない場合	子の出生時の認定で、出生届出済証明書等で親子関係が確認できる場合及び子の再認定の場合
-------------------	--

(3) 60歳以上の父母、祖父母

父母とは実父母又は養父母をいい、祖父母とは実父母の実父母、実父母の養父母、養父母の実父母又は養父母の養父母をいう。

養父母とは民法に規定する養子縁組をした者のことなので、職員が配偶者の婚家の姓を名乗っていても養子縁組をしていなければ、配偶者の父母、祖父母は職員の父母、祖父母ではない。

運用 § 4 関係. 1. (4)・(5)

扶養親族とできるのは60歳以上に限られているので、60歳未満の父母、祖父母を実質扶養していても扶養親族とはできない。

確認書類

- ・職員との身分関係がわかる戸籍謄本若しくは抄本（職員が住民票上の世帯主で、同居の確認〔第1の2〕を行う際に取得した住民票に続柄の記載があり、職員との身分関係が確認できる場合省略可）

(4) 22歳の年度末までの弟妹

弟妹とは養家の弟妹、父又は母の一方を異にする弟妹を含む。配偶者の弟妹は職員の弟妹ではない。

運用 § 4 関係. 1. (6)

扶養親族とできるのは22歳の年度末までに限られているので、これを過ぎている弟妹を実質扶養していても扶養親族とはできない。

確認書類

- ・職員との身分関係がわかる戸籍謄本若しくは抄本（職員が住民票上の世帯主で、同居の確認〔第1の2〕を行う際に取得した住民票に続柄の記載があり、職員との身分関係が確認できる場合省略可）

(5) 終身労務に服することができない程度の重度心身障害者

親族関係を必要としないし、年齢も問わないが、終身労務に服することができない程度でない者は扶養親族とはできない。

規則 § 4. 1. (3)

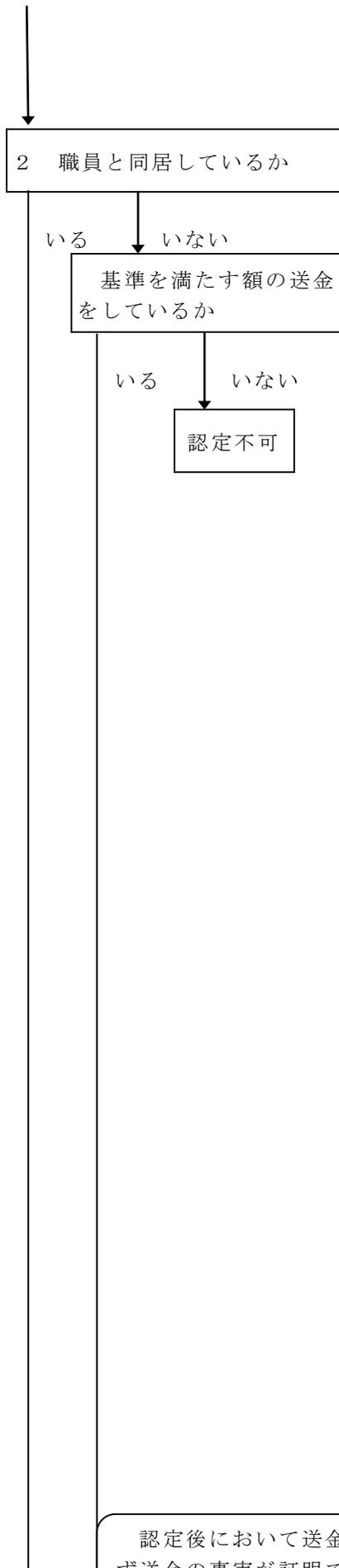
運用 § 4 関係. 1. (7)

終身労務に服することができない程度とは、疾病又は負傷により、その回復がほとんど期待できない程度の労働能力の喪失又は機能障害をきたし、現状に顕著な変化がない限り、一般には労務に服することができない程度のものをいう。

運用 § 4 関係. 3

確認書類

- ・病状、病歴等が具体的かつ詳細に記載された医師の診断書又は著しい障害の程度を証明する書類



2 同居の確認

確認書類 ・ ・ 全世帯員の住民票

(1) 別居世帯の扶養親族

扶養親族とできる者は他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者に限られるので、職員と同一生計を営んでいるのが通常の状態であり、職員と生計を別にして（別居している）者は原則として扶養親族とすることはできない。

なお、同一の住所であっても、世帯分離をした時点で同
一生計とはみなさない。 条例 § 11. 2

ただし、職員が次の基準のいずれかを満たす送金をしている場合には、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けているものとして扶養親族とすることができる。（平成 7 年 7 月 3 1 日付け教職第 4 8 5 号）

ア 別居世帯の全収入（別居世帯の所得及び職員その他の者の送金による収入の合計額をいう。）の 3 分の 1 以上の額を送金している場合（職員が他の者と共同して扶養している場合は、職員の送金額が他の者の送金額のいずれをも上回っているときに限る。）

イ アの基準を満たさない場合であって、職員の送金額が別居世帯の所得及び他の者の送金額のいずれをも上回っている場合

なお、単身赴任による配偶者との別居や、修学による子との別居のように、同一生計と考えられる者については同居と同様に取り扱う。

確認書類 ・ ・ 別居世帯員全員の所得証明書（別居世帯内で同居しているが、住民票が別居のため証明書に記載されない者がいる場合は、その者の証明書も提出させること。）

- ・ 別居している理由を具体的かつ詳細に記載した申立書（申立書には職員以外の送金者の有無についても記載し、職員以外の送金者がいる場合には、その者の氏名及び送金額も記載すること。）
- ・ 現金書留の控、口座振込の控等基準を満たす額の送金をしていることが客観的に確認できる書類

認定後において送金額が基準を満たしているか、随時確認を要するため、必ず送金の事実が証明できる客観的な書類を保管し、提出を求められたらいつでも提出できるようにしておく必要があることを該当職員に周知徹底すること。



(2) 扶養親族が施設に入所した場合

施設の別に関わらず、別途通知を行うまでの間、新規に施設入所者を扶養親族とする届出が提出された場合及び、既認定の扶養親族が施設に入所した旨の変更届が提出された場合は、全て教職員課と協議すること。
 (平成13年4月16日付け事務連絡「施設入所者の主たる扶養者の取扱いについて」)

3 所得年額

所得金額が年額130万円程度以上の者は他に生計の途がある者として取り扱い、扶養親族とすることはできない。
 条例 § 11. 2

規則 § 4. 1. (2)

この場合の所得金額は、所得税法上の所得金額の計算に関係なく、原則として年間における総収入金額とされている。
 運用 § 4 関係. 2. (1)

また、所得金額には退職手当のように1回限りのものは含まれないが、将来にわたって恒常的に収入があると見込まれるものは全て含まれる。

運用 § 4 関係. 2. (2)

年額とは暦年とか会計年度とかいう特定の期間の所得をいうものではなく、認定の時点以降1年間の恒常的な所得の見込額という意味である。

(1) 無職の者

以前から所得がなくそれが引き続く者や、生まれたばかりの新生児は、当然に所得年額130万円程度未満として取り扱い、扶養親族とできる。

確認書類 ・ ・ 全世帯員の所得証明書

(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、既に扶養親族として認定されている者、離職により扶養親族となる者、職員及び新たに扶養親族となる者以外の世帯員全員が職員の扶養親族である場合の職員については省略可)

(2) 離職した者

離職したことにより所得がなくなった者は、そのときから所得年額130万円程度未満として取り扱い、扶養親族とできる。

ただし、雇用保険の失業給付の受給の有無について確認すること。受給する場合は、第1の3の(7)、第2の3の(6)を参照。

確認書類 ・ ・ 離職年月日を記載した退職証明書

(3) 給与所得のある者

給与所得については月額で年額を判断する。

運用 § 4 関係. 2. (3)

月額が130万円の12分の1未満であれば、所得年額130万円程度未満として取り扱い、扶養親族とできる。

月額が130万円の12分の1以上であれば、所得年額130万円程度以上として取り扱い、扶養親族とはできない。

確認書類 ・ ・ 給与月額を記載した事業主の証明書

(4) パート所得のある者

月間所得が大きく変動する場合（月の当初においてその月の所得が推定できない場合）には、3か月の所得の実績による平均月間所得額で年額を判断する。

運用 § 4 関係. 2. (3)

事実発生当初において向こう1年間の所得が130万円以上になると推定される場合には、所得年額130万円以上として取り扱い、扶養親族として認定できない。

事実発生当初において向こう1年間の所得が推定できない場合には、平均月間所得等により年額を判断する。

※詳しくは、「月間所得が変動する者の扶養手当の認定継続に係る確認方法」を参照。

確認書類 ・ ・ 各月の所得を記載した事業主の証明書

(5) 事業所得等のある者

事業所得は、総収入金額から社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費のみ控除した額をもって年額を判断する。

運用 § 4 関係. 2. (1)

「社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費」は、所得税法上の必要経費とは異なるので注意が必要である。

【必要と認められる経費】

売上原価、水道光熱費、通信費、修繕費、消耗品費、給料賃金、地代家賃等

【必要と認められない経費】

租税公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料減価償却費、利子割引料等

直近の確定申告に基づいて、上記により計算した所得年額が130万円未満のときは、所得年額130万円程度未満として取り扱い、扶養親族とできる。

直近の確定申告に基づいて、上記により計算した所得年額が130万円以上のときは、所得年額130万円程度以上として取り扱い、扶養親族とはできない。

なお、事業を始めたばかりで、まだ一度も確定申告をしていない者は、向こう1年間の所得が明らかに130万円程度以上と見込まれる場合を除き、扶養親族とすることができる（平成21年1月27日付け教職第539号）。

確認書類 ・ ・ 直近の確定申告書の写

農業所得については、所得税法上の必要経費を控除した後の金額をもって判断する。

確認書類 ・ ・ 全世帯員の所得証明書

譲渡所得については、その譲渡所得を生活費として使用し得るもので、取引を恒常的に行い、生計維持に資する程度の規模の金額の取引を行っている場合は、所得年額に当該所得を含む。

譲渡所得は、総収入金額から社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費のみ控除した額をもって年額を判断する。

確認書類 ・ ・ 直近の確定申告書の写
・ 特定口座年間取引報告書の写

(6) 年金所得のある者

各種の年金は所得税法上の取扱いに関係なく、全て所得となる。非課税のものは所得証明書に記載されていないことが多いため、確認が必要である。

※生命保険会社等の個人年金も所得として考えるため、同様の確認が必要となる。

年金額が130万円未満のときは、所得年額130万円程度未満として取り扱い、扶養親族とできる。

年金額が130万円以上のときは、所得年額130万円程度以上として取り扱い、扶養親族とできない。

確認書類 ・ ・ 年金裁定（改定）通知

(7) 雇用保険の失業給付を受給している者

雇用保険の失業給付を受給している場合には、その給付日額をもって年額を判断する。

給付日額が130万円の365分の1未満であるときは、所得年額130万円程度未満として取り扱い、扶養親族とできる。

給付日額が130万円の365分の1以上であるときは、所得年額130万円程度以上として取り扱い、扶養親族とはできない。

なお、求職申込みから給付開始までの期間（待機期間及び給付制限期間）にある者については扶養親族とできる。

確認書類 ・ ・ 雇用保険受給資格者証

(8) 育児休業に入った者

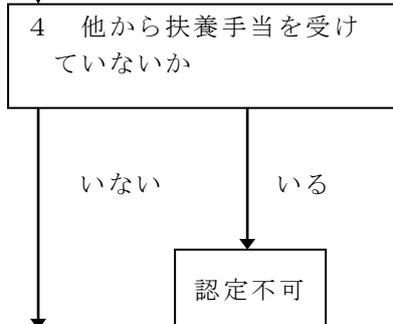
育児休業に入り所得がなくなった者は、育児休業に入った時点から向こう1年間の所得（職務復帰後の所得を含む）が130万円未満であるときは、育児休業中、扶養親族とできる。（平成7年4月1日付け教職第157号）

※ 国及び地方公共団体の職員については、育児休業中であっても要件を満たせば期末勤勉手当が支給されるので、これを含めて向こう1年間の所得の判断をすること。（平成11年12月24日付け事務連絡「育児休業者に対する期末手当又は勤勉手当の支給について」）

育児休業開始時点で扶養親族とならなかった場合においても、育児休業手当金の支給が終了した日の翌日から向こう1年間の所得が130万円未満であるときは、育児休業手当金が終了した日の翌日以降、扶養親族とできる。

育児休業期間の延長等扶養認定に影響を与える新たな事実が発生した場合は、その時点で向こう1年間の判断をすること。（平成14年4月25日付け教職第156号、平成19年10月10日付け平19教職第337号）

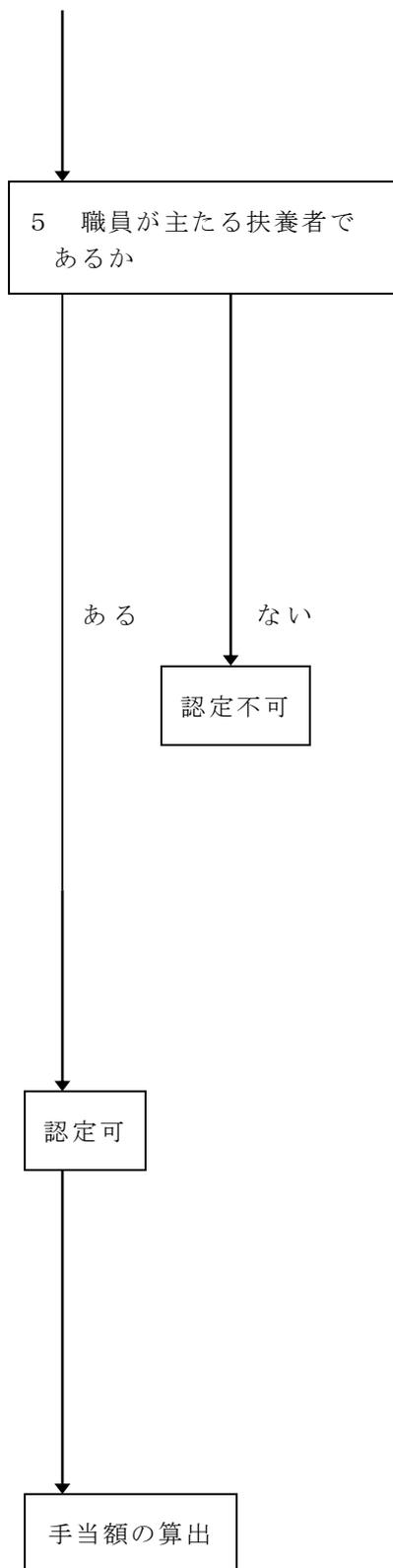
確認書類 ・ ・ 辞令等、育児休業に入った年月日が確認できる書類
・ 育児休業に入った時点、育児休業手当金の支給が終了した日の翌日又は育児休業の期間延長開始日（扶養認定に影響を与える新たな事実が発生した日）等から向こう1年間の所得が130万円未満であることを記載した事業主の証明書



4 他からの扶養手当受給の有無

国、公共団体、民間事業所等の扶養手当等の支給に関し、扶養親族と認められている者は、扶養親族とはできない。規則 § 4. 1. (1)

扶養親族を他の者と共同して扶養している場合は、確認が必要である。



確認書類

- ・ 他の扶養者が扶養手当等を受給していないことを記載した事業主の証明書、直近1ヶ月分の給与明細書の写し等

5 主たる扶養者

扶養親族が共同して扶養される場合には、職員が主たる扶養者である場合に限り、扶養親族とすることができる。
規則 § 4. 2

扶養義務者が2人以上ある場合、これらの者のうちいずれを主たる扶養者とするかは、まず扶養親族に対するそれらの者の実質的な扶養の比重によって決定する。

特段の事情等により扶養の比重が客観的に明らかである場合を除き、扶養の比重が同一とみられる場合や、複数の扶養義務者が同居しておりいずれの所得で扶養されているか不明等で扶養の比重が判定し難いときは、1配偶者、2直系の卑属、3直系の尊属、4兄弟姉妹、5それ以外の者の順で主たる扶養者を決定する。

この場合、直系の卑属及び兄弟姉妹の各々間においては年長の順による。
運用 § 4 関係. 4

以上により主たる扶養者と決定される者の所得年額と、扶養親族の所得年額との合計額が260万円未満の場合は、他の者を主たる扶養者と決定する事ができる。

なお、夫婦共同扶養の子の主たる扶養者については、所得の多寡により決定する。その際、「夫婦間の所得の差が多い方の1割以内である場合」は、「所得の多寡が判断し難い場合」に該当するものとして取扱い、職員から申請のあった扶養者を「主たる扶養者」とすることができる。（平成26年3月6日付け平25教職第616号）

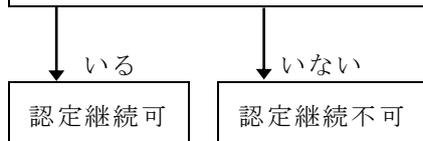
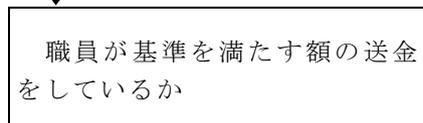
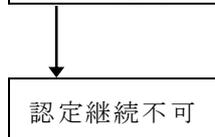
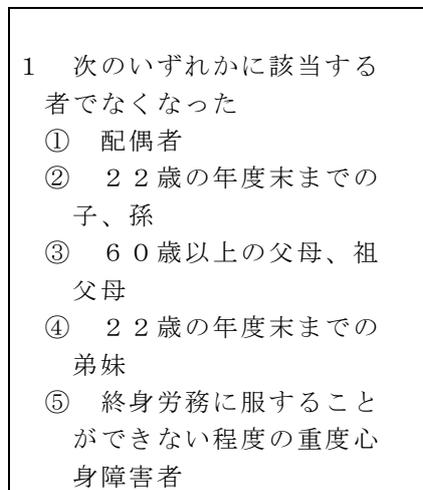
確認書類

- ・ 全世帯員の所得証明書
- ・ 別居世帯員全員の所得証明書（扶養親族と別居している場合）
- ・ 扶養親族の父母の所得証明書（孫、弟妹を扶養している場合）
- ・ 職員以外に扶養する者がいないことを具体的かつ詳細に記載した申立書（孫弟妹、重度心身障害者、父母、祖父母を扶養している場合）

第2 扶養の実情に変化があった場合

扶養親族として認定している者について、扶養の実情に変化があった場合には、新規に認定する場合と同様に、全ての要件を満たしているかの確認が必要となる。

要件を欠く場合には扶養親族としての認定を継続することはできない。



1 扶養親族とできる者の範囲

扶養親族とできる範囲の者でなくなった場合には、当然に扶養親族たる要件を欠くことになる。

(1) 死亡した場合

確認書類・・・死亡診断書、戸籍謄本、除籍抄本、住民票の除票等

(2) 離婚又は離縁した場合

確認書類・・・戸籍謄本等

(3) 年齢満了の場合

年齢満了の場合は、届出を要さない。

2 別居世帯の扶養親族

(1) 同居していた扶養親族と別居した場合

扶養親族とできる者は他に生計の途がなく、主として職員に扶養されている者に限られるので、職員と同一生計を営んでいるのが通常の状態であり、職員と生計を別にした（別居した）者は原則として扶養親族たる要件を欠くことになる。

確認書類・・・住民票等、別居した年月日を確認できる書類

ただし、職員が基準を満たす額の送金をする場合には、他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者として認定を継続することができる。（※第1の2の(1)参照）

この場合において、職員以外の者が主たる扶養者となる場合があるので注意が必要である。

主たる扶養者が変わる場合については第2の5を参照。

なお、単身赴任による配偶者との別居や修学による子孫との別居のように同一生計と考えられる者については同居と同様に取り扱う。

確認書類

- ・別居している理由を具体的かつ詳細に記載した申立書（申立書には、職員以外の送金者の有無についても記載し、職員以外の送金者がいる場合は、その者の氏名及び送金額も記載すること。）
- ・現金書留の控、口座振込の控等基準を満たす額の送金をしていることが客観的に確認できる書類

(2) 別居世帯の所得が増加した場合

別居世帯の所得が増加した場合において、基準を満たす額の送金をしていないことになる場合は、扶養親族たる要件を欠くことになる。

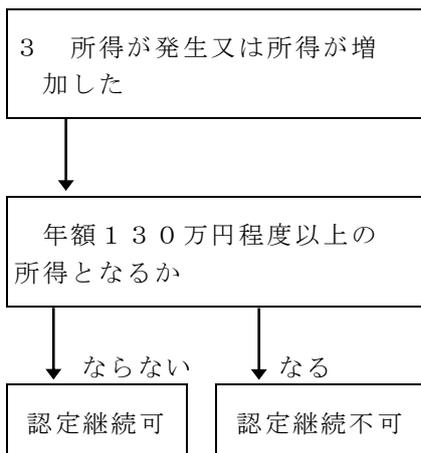
別居世帯の所得が増加した後においても、基準を満たす額の送金をしている場合は、認定を継続できる。

この場合において、職員以外の者が主たる扶養者となる場合があるので注意が必要である。

主たる扶養者が変わる場合については第2の5を参照。

確認書類

- ・別居世帯全体の所得額が増加した事実及び年月日が確認できる書類
- ・現金書留の控、口座振込の控等基準を満たす額の送金をしていることが客観的に確認できる書類



3 所得年額

所得金額が年額130万円程度以上となった者は他に生計の途がある者として取り扱い、扶養親族たる要件を欠くことになる。

(1) 学校を卒業した場合

扶養親族が高校等を卒業した後、引き続き所得のない場合は認定を継続できる。

確認書類

- ・扶養親族に引き続き所得がないことを具体的に記載した職員の申立書（就学していない場合）

卒業後、所得が発生する場合は(2)以下による。

(2) 就職又は所得が増加した場合（給与所得）

給与所得については月額で年額を判断する。

月額が130万円の12分の1未満であれば所得年額130万円程度未満として取り扱い、認定を継続できる。

月額が130万円の12分の1以上であれば所得年額130万円程度以上として取り扱い、就職した日から扶養親族たる要件を欠くことになる。

確認書類 ・ ・ 就職した年月日、給与月額を記載した事業主の証明書

給与所得のある扶養親族について、給与月額が増加し130万円の12分の1以上となったときは、所得年額130万円程度以上として取り扱い、そのときから扶養親族たる要件を欠くことになる。

確認書類 ・ ・ 所得が増加した事実及びその年月日を証明する書類

(3) 就職又は所得が増加した場合（パート所得）

月間所得が大きく変動する（月の当初においてその月の所得が推定できない）職についた場合、もしくは、雇用契約の変更により所得が明らかに増加することとなった場合、就職（契約変更）した時点の当初において向こう1年間の所得が130万円以上になると推定される場合には、所得年額130万円以上として取り扱い、そのときから扶養親族たる要件を欠くことになる。

就職（契約変更）の当初において向こう1年間の所得が推定できない場合には、平均月間所得等により年額を判断する。

※詳しくは、「月間所得が変動する者の扶養手当の認定継続に係る確認方法」を参照。

確認書類 ・ ・ 就職した年月日、各月の所得を記載した事業主の証明書（勤務開始から2年目以降は、直近の所得証明書）

(4) 事業を始めた場合

向こう1年間の所得が明らかに130万円程度以上と見込まれる場合を除き、扶養親族とすることができ（平成21年1月27日付け教職第539号）。

確認書類 ・ ・ 営業届等、営業を開始した事実及びその年月日を証明する書類

それ以降は、確定申告により、総収入金額から社会

通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費のみ控除した額をもって所得年額を判断し、この額が130万円未満の場合は、所得年額130万円程度未満として取り扱い、扶養親族として認定を継続することができる。

「社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費」については、第1の3の(3)を参照

確認書類 ・ ・ 直近の確定申告書の写

(5) 年金所得が発生した場合

各種の年金は所得税法上の取扱いに関係なく、全て所得となる。

非課税のものは所得証明書に記載されていないことが多いため、確認が必要である。

※生命保険会社等の個人年金も所得として考えるため、同様の確認が必要となる。

年金額が130万円未満のときは、所得年額130万円程度未満として取り扱い、認定を継続できる。

年金額が130万円以上となるときは、当該年金の支給対象となる月の初日から扶養親族たる要件を欠くことになる。

年金が遡及して改定され、年金額が130万円以上となるときは、年金改定通知を扶養親族又は職員を含む同居の家族が受け取った日から扶養親族たる要件を欠くことになる。

確認書類 ・ ・ 年金裁定（改定）通知

(6) 雇用保険の失業給付を受給する場合

離職したことにより扶養親族として認定されていた者が、雇用保険の失業給付を受給することとなる場合には、その給付日額で年額を判断する。

給付日額が130万円の365分の1未満のときは、所得年額130万円程度未満として取り扱い、認定を継続できる。

給付日額が130万円の365分の1以上のときは、所得年額130万円程度以上として取り扱い、給付対象期間の初日から扶養親族たる要件を欠くことになる。

なお、求職申込みから給付開始までの期間（待機期間及び給付制限期間）については認定を継続できる。

確認書類 ・ ・ 雇用保険受給資格者証

給付期間を満了した後にまだ職についていない場合

には、所得年額130万円程度未満として取り扱い、再度、扶養親族たる要件を具備することになる。

確認書類 ・ ・ 雇用保険受給資格者証

(7) 育児休業から職務に復帰する場合

育児休業に入ったことにより扶養親族として認定されていた者が、職務に復帰する場合には、そのときから扶養親族たる要件を欠くことになる。

復職に伴う認定取消の際も職員からの申請が必要となるため、適宜職員に対し指導すること。

確認書類 ・ ・ 辞令等職務復帰した年月日が確認できる書類

4 他から扶養手当等を受けることとなった

認定継続不可

5 職員が主たる扶養者でなくなった

認定継続不可

4 他からの扶養手当受給の有無

扶養親族を他の者と共同して扶養している場合において、他の扶養者が、その扶養親族に関して、国、公共団体、民間事業所等から扶養手当等を受給することになった場合、扶養親族たる要件を欠くことになる。

確認書類 ・ ・ 他の扶養者が扶養手当等を受給している事実及びその開始年月日を記載した事業主の証明書等

5 主たる扶養者

扶養親族を他の者と共同して扶養している場合において、他の者が主たる扶養者となったときは、そのときから扶養親族たる要件を欠くことになる。

主たる扶養者の判断にあたっては、第1の5参照。

第3 手当の支給額

区 分	金 額
① 配偶者	6, 500円
② 子	10, 000円
③ 上記①②以外の1人につき	6, 500円
④ 扶養親族である子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、当該子1人につき ※既に扶養親族として認定している者が年齢経過により、④に該当することとなった場合は、扶養手当認定簿を整理しておくこと（届出不要）	5, 000円加算

第4 質疑応答

1 職員が他の者と共同して同一人を扶養している場合の認定

問 夫婦とも給与条例の適用を受ける職員の場合で、長男A、長女Bは、現在夫（年収500万円）の扶養親族として認定されているが、このたび次男Cが誕生し、妻（年収400万円）からCを扶養親族としたい旨の届出がなされた。この場合、Cを妻の扶養親族として認定できるか。

答 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、職員が主たる扶養者である場合に限り、その者を扶養親族として認定できることとなっており、夫婦共同扶養の子の主たる扶養者については、所得の多寡により決定する。この場合、夫の所得が妻の所得を上回っているため、主たる扶養者は夫となり、次男Cを妻の扶養親族として認定することはできない。

2 戸籍を異にしている実父母の取り扱い

問 職員が養子に行き、実父母（いずれも満60歳以上）と戸籍が別になったが、実父母の生計は引き続き職員がみている場合、その実父母を職員の扶養親族として認定することができるか。

答 職員の実父母が他に生計の途が無く主としてその職員の扶養を受けている場合は、戸籍に関係なく、扶養親族として認定することができる。

3 夫婦とも職員で、親と子を扶養している場合の手当額

問 夫婦とも給与条例の適用を受ける職員の場合で、妻（年収350万）はその両親を扶養親族としており、夫（年収400万）は夫婦の間に生まれた長男（2歳）をその扶養親族としている場合、夫に対する扶養手当の支給額はどうか。

答 妻の両親は夫の扶養親族とすることはできないので、夫に対しては、子に対する手当額10,000円を扶養手当として支給することとなる。

4 退職した妻の取扱い

問 夫婦共働きの職員の妻が退職し、扶養親族たる要件を満たすこととなった場合、この妻については、その退職の日をもって給与条例第12条第1項第1号の事実が生じた日としてよいか。

答 妻が退職したことにより扶養親族たる要件を具備するに至った日、すなわち、主としてその職員の扶養を受けるに至った日をもって給与条例第12条第1項第1号の事実が生じた日とすべきである。したがって、退職の日まで給与が支給されている場合は、その妻の退職の日の翌日が同号の事実の生じた日となる。

5 夫婦共同扶養（夫婦とも条例適用職員）で所得が逆転したときの取扱い

問 夫婦とも条例適用職員で小学生の子を職員の扶養親族としていたが、定時確認時に所得証明書を提出させると配偶者の所得が職員のそれより多くなっていた。前年に配偶者が昇格していたのが原因だが、扶養手当を戻入させる必要があるか。

答 昇格等により所得見込額が逆転し、その状態が長期に渡り続くと見込まれる場合は、原則として昇格等の時点で職員は支給要件を喪失することとなる。

ただし、設問の例については所得証明の確認をもって職員は支給要件を喪失することとし、所得見込額の逆転の時点まで遡って扶養手当を戻入させる必要はない。

※ただし書の取扱いは、夫婦とも条例適用職員でかつ扶養親族が22歳までの子・孫の場合に限った例外的な取扱いであることに注意すること。

6 夫婦共同扶養で所得の差が1割以内である場合の取扱い

問 職員（年収480万円）と配偶者（年収500万円）が22歳未満の子を共同扶養しているが、この場合職員を「主たる扶養者」として、子を扶養認定できるか。

答 「主たる扶養者」の判断は、主に所得の多寡により判断する。ただし、共同扶養者間（設問の職員と配偶者）の年間収入の差が、多い方の1割以内である場合には、「所得の多寡が判断し難い場合」に該当する。職員から「いずれが実質的な扶養者であるか及びその理由」を記載した申立書を提出させ、扶養の実態を十分把握した上で、職員を子の「主たる扶養者」として、子を扶養親族認定することも可能である。（平成26年3月6日付け平25教職第616号）。

7 夫婦共同扶養で所得が一時的に逆転したときの取扱い

問 職員（年収500万円）と配偶者（年収400万円）が小学生の子を共同扶養しており、子を職員の扶養親族としていた。しかし職員に6ヶ月間の休職が発令され、休職後の所得見込額を算定すると僅かだが逆転しそうである（復職後の所得見込額は職員の方が多い）。この場合、主たる扶養者の判断はどうしたらよいか。

答 主たる扶養者の判断は、原則として所得の多寡で判断する。ただし設問のように認定当初には職員の所得が多かったが、その後所得が一時的に逆転し、その状況が継続するとは直ちに判断し難い場合は、その旨を記載した職員の申立書等により、扶養の実態を十分に把握した上で判断する。

設問の例では、申立書等の提出により、引き続き職員を主たる扶養者と認めることができる。（平成3年3月22日付け教職第1029号、平成3年1月21日付け教職第830号）

8 個人事業者が廃業した場合の認定

問 職員の実母が雑貨商を営んでいたが、このたび廃業して無職となった。他の所得は年金のみである（見込額120万円）。この場合、職員の扶養親族として認定できるか。認定できる場合は、添付書類と事実が生じた日の取扱いも教えてもらいたい。

答 設問の場合、他の要件を満たせば職員の扶養親族として認定可能である。添付書類は通常書類に加え、税務署の受付印が押印された「個人事業の開廃業等届出書」の控を提出させ、これに記載された廃業日を事実が生じた日とする（18頁参照）。

9 退職金を分割して受け取る場合の所得見込額について

問 職員の実父（60歳）が会社を定年退職し無職となったが、退職金を分割受給（年4回の支給で5年間）することを選択した。この場合、所得見込額の算定にあたって、分割受給される退職金を含めなくてよいか。

答 設問の場合、分割受給される退職金は恒常的な所得とみなされるので所得見込額の算定に含め、他の所得と合わせて年額130万円あるかどうかを判断する。

10 年金受給者の事実の生じた日の取扱い

問 職員の扶養親族が新たに年金を受けることとなったために、扶養手当の支給が受けられなくなる場合における扶養親族たる要件を欠くに至った事実が生じた日とはいつか。

また、職員の扶養親族が受ける年金が物価スライド改定により、遡及して改定されたために扶養手当の支給が受けられなくなる場合における扶養親族たる要件を欠くに至った事実が生じた日とはいつか。

答 職員の扶養親族たる要件を欠くに至った事実が生じた日は、当該年金の支給対象となる月の初日とする。

また、年金が遡及して改定されたために扶養手当の支給が受けられなくなる場合における扶養親族たる要件を欠くに至った事実が生じた日は、当該扶養親族（年金受給者）又は職員を含む同居の家族が改定通知を受け取った日をもって要件を欠くに至った事実が生じた日とする。

11 子の手当額加算時の取扱い

問 職員の扶養親族である子が昨年度15歳になり、今年度から扶養手当額が変更となるが、届出等の手続きが必要か。

答 職員からの届出は不要。ただし、認定簿の整理は必要。

平成7年7月31日

各県立高等学校長

殿

盲・聾・各養護学校長

教職員課長

扶養親族の認定について（通知）

別居している父母等（配偶者及び子以外の者をいう。以下同じ。）を送金等によって扶養している場合に当該父母等を扶養親族として認定する際の取り扱いを下記のとおりとし、本年8月1日以降はこれによることとしましたので、事務処理に遺漏のないよう留意してください。

記

- 1 職員の送金等の額が、別居している父母等の所得以下の額であっても、当該父母等の全収入（父母等の所得及び職員その他の者の送金等による収入の合計をいう。以下同じ。）の3分の1以上の額であるときには、当該父母等を扶養親族として認定できるものとする。（別紙事例1を参照）

ただし、職員がその他の者と共同して別居している父母等を扶養している場合には、職員の送金等の額がその他の者の送金等の額のいずれをも上回っているときに限り、当該父母等を扶養親族として認定できるものとする。

（別紙事例2を参照）

- 2 職員がその他の者と共同して別居している父母等を扶養している場合であって、職員の送金等の額が当該父母等の所得及びその他の者の送金等の額のいずれをも上回っているときには、職員の送金等の額が当該父母等の全収入の3分の1以下の額であっても、当該父母等を扶養親族として認定できるものとする。（別紙事例3を参照）

別居している父母等の認定可能事例

(所得、送金額等は年額)

1 職員が単独で父を扶養している場合

父の所得額	職員の送金額	父の全収入
90万円	※ 50万円	140万円

※ 父の所得額を上回っていないが、父の全収入の1/3以上である。

2 職員と職員の弟が共同して父を扶養している場合

父の所得額	職員の送金額	弟の送金額	父の全収入
60万円	※ 50万円	30万円	140万円

※ 父の所得額を上回っていないが、父の全収入の1/3以上で、かつ、弟の送金額を上回っている。

3 職員と職員の弟妹が共同して父を扶養している場合

父の所得額	職員の送金額	弟の送金額	妹の送金額	父の全収入
30万円	※ 50万円	40万円	40万円	160万円

※ 父の全収入の1/3以下であるが、父の所得額、弟妹の送金額のいずれをも上回っている。

事 務 連 絡

平成 13 年(2001 年) 4 月 16 日

各教育事務所
給与事務担当者 様
各 県 立 学 校

教 職 員 課 給 与 係

施設入所者の主たる扶養者の取扱いについて

このことについて、現在検討中でありますので、別途取扱いを定めた通知を行うまでの間、新規に施設入所者を扶養親族とする届け出が提出された場合及び、既認定の扶養親族が施設に入所した旨の変更届けが提出された場合は、全て教職員課と協議してください。

平 2 0 教 職 第 5 3 9 号
平成 2 1 年 (2009年) 1 月 2 7 日

各 市 町 立 小 中 学 校 長
各 県 立 学 校 長 様
下 関 市 立 下 関 商 業 高 等 学 校 長

山 口 県 教 育 庁 教 職 員 課 長

事 業 所 得 の 有 る 扶 養 親 族 の 認 定 に 係 る 取 扱 い に つ い て

こ の こ と に つ い て、取 扱 い の 一 部 を 下 記 の と お り 変 更 し ま す の で、事 務 処 理 に 遺 漏 の
な い よ う お 願 い し ま す。

記

1 変 更 内 容

事 業 を 開 始 し た 者 の 取 扱 い を、次 の と お り 変 更 す る。

変 更 前	変 更 後
<p><u>営業を始めたばかりでまだ一度も確定申告をしていない者は、原則として所得年額130万円程度以上として取り扱い、扶養親族とはできない。</u> (研修会資料 扶養6ページ参照)</p>	<p><u>事業を始めたばかりでまだ一度も確定申告をしていない者は、向こう1年間の所得が明らかに130万円程度以上と見込まれる場合を除き、扶養親族とすることができる。</u></p>

2 適 用 時 期

平 成 2 1 年 1 月 1 日 以 降 に 新 た に 事 業 を 開 始 す る 者 に 適 用 す る。

3 そ の 他

平 成 2 0 年 1 2 月 3 1 日 以 前 に 事 業 を 開 始 し て い る 者 に つ い て は こ れ ま で ど お り の
取 扱 い と す る。な お、過 去 に 事 業 開 始 を し て い た が 支 給 要 件 喪 失 の 手 続 き を し て い な
い 事 例 が あ る 場 合、教 職 員 課 学 校 給 与 班 へ 連 絡 す る こ と。

教 職 員 課
学 校 給 与 班
083-933-4545

平成7年4月1日

各教育事務所長
各県立学校長 殿

教職員課長

育児休業に係る扶養親族の認定等について

このことについて、本年4月1日から、育児休業期間について、雇用保険法に基づく育児休業給付又は国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく育児休業手当金（以下「育児休業手当金等」という。）が支給され、育児休業給が廃止されることに伴い、育児休業期間中の者についての扶養親族認定に係る所得見込額の算定等については下記のとおりとしますので、事務処理に遺漏のないよう願います。

記

1 育児休業手当金等の取扱い

- (1) 育児休業手当金等は「恒常的な所得」として取扱うこととするが、当該給付の支給額は育児休業期間1日につき休業開始賃金日額（国家公務員及び地方公務員についてはそれぞれ標準報酬日額及び給料日額。以下同じ。）の100分の25で、そのうち、100分の5に相当する額は、職務復帰後6月経過後に支給されることから、育児休業中の育児休業手当金等に係る所得見込額は、休業開始時賃金日額の100分の20により算出した育児休業期間に係る育児休業手当金等の額とし、職務に復帰した後の給与等を加えた向こう1年間の所得見込額に基づき認定すること。

なお、所得見込額算出時から向こう1年間に100分の5相当分の育児休業手当金等が支給される場合はこれに含めること。

- (2) 本年4月1日時点で既に育児休業期間中である者については、育児休業開始時点（当初申請した育児休業期間を延長し再度所得見込額を算出した場合にあっては、その再見込みをした時点）の所得見込額を（1）の方法により改めて算出すること。これにより得られた所得見込額が、所得限度額（130万円）未満であれば、引き続き扶養親族として認定し、所得限度額以上であれば、本年4月1日以降認定を取り消すこと。

2 育児休業者に係る所得年額算定方法（地方公務員等共済組合法に基く育児休業手当金の場合）

（1）概要

支給額は、育児休業期間1日（土曜日及び日曜日を除く）につき、給料日額の25/100に1.25を乗じて得た額とする。

ただし、そのうち5/100については、育児休業終了後、引き続き6月間組合員であるときに支給する。

ア 休業中支給分 = 給料日額※₁ × 20 / 100 × 1.25 × 支給日数※₂

※₁ 給料日額 = 給料（給料月額 + 教職調整額 + 給料の調整額）× 1 / 22

（1円の位を四捨五入し、10円単位とする。）

※₂ 支給日数 = 育児休業期間（土曜日及び日曜日を除く）の日数

イ 復職後支給分 = 給料日額 × 5 / 100 × 1.25 × 支給日数

（2）所得年額算定方法

育児休業中の育児休業手当金に係る所得見込み額は、（1）のアにより算出した額とし、職務に復帰した後の給与等を加えた向こう1年間の所得見込み額とする。

なお、所得見込額算出時から向こう1年間に100分の5相当分の育児休業手当金が支給される場合は（1）のイにより算出した額をこれに含めることとする。

（3）計算例

別紙のとおり

3 学校職員に係る育児休業者の電算入力について

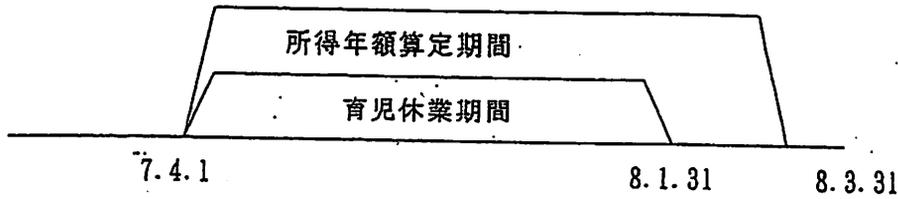
（1）発令事由コード15（育児休業給支給）は4月1日以降廃止する。

（2）4月1日現在育児休業中の者で発令事由コード15が入力されている者は教職員課が14（無給）に変更入力を行う。

（3）4月1日以降新規に育児休業の許可を受ける者の発令事由コードは1.4とする。

別紙

例1 7. 4. 1以後育児休業の許可を得る場合



育児休業期間 7. 4. 1～8. 1. 31 (306日間)

給料 教(三) 2-15 264,600円

教職調整額 10,584円

教員特別手当 9,700円

その他の手当なし

(1) 育児休業手当金支給額

給料日額 $(264,600 + 10,584) \times 1/22 \approx 12,510$ 円

支給日数 306日 - 88日 (土曜及び日曜日) = 218日

支給額 $12,510 \times 20/100 \times 1.25 \times 218 = 681,795$ 円...①

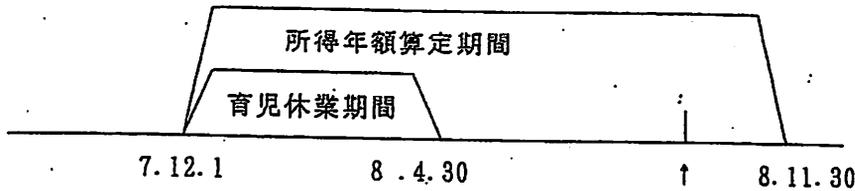
(2) 復職後の給与所得

2、3月分給与 $284,884 \times 2 = 569,768$ 円...②

3月期末手当 $((264,600 + 10,584) + 13,759) \times 0.5 \times 0.6 = 86,682$ 円...③

(3) 所得見込み額計 = ① + ② + ③ - 扶養加算額
= 1,338,245円 \geq 1,300,000円 よって、扶養親族として認定不可

例2 職務復帰後6月経過後に育児休業手当金100分の5が支給される場合



育児休業期間 7. 12. 1～8. 4. 30 (152日間)

給料 行政 1-5 145,900円

その他の手当なし

(1) 育児休業手当金休業中支給額

給料日額 $145,900 \times 1/22 \approx 6,630$ 円

支給日数 152日 - 44日 (土曜及び日曜日) = 108日

支給額 $6,630 \times 20/100 \times 1.25 \times 108 = 179,010$ 円...①

(2) 育児休業手当金復職後支給額 $6,630 \times 5/100 \times 1.25 \times 108 = 44,752$ 円...②

(3) 復職後の給与所得

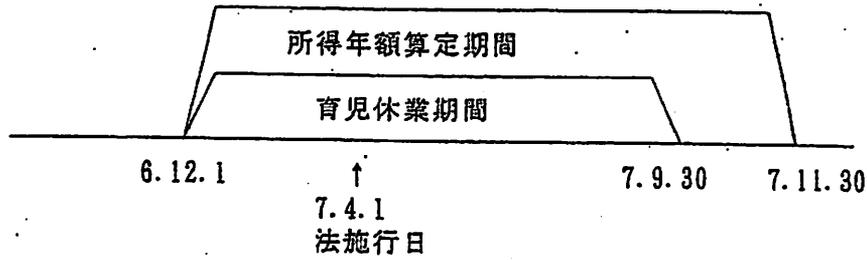
5月分～11月分給料 $145,900 \times 7 = 1,021,300$ 円...③

8年6月期末手当 $145,900 \times 1.6 \times 0.6 = 140,064$ 円...④

6月勤勉手当 $145,900 \times 0.6 \times 0.15 = 13,131$ 円...⑤

(4) 所得見込み額計 = ① + ② + ③ + ④ + ⑤
= 1,398,257円 \geq 1,300,000円 よって、扶養親族として認定不可

例3 7.4.1 現在育児休業中の者を算定し直す場合



育児休業期間	6.12.1 ~ 7.9.30	
給料 教(三) 2-19		302,800円
教職調整額		12,112円
教員特別手当		11,300円
住居手当(借家)		27,000円

(1) 当初認定時の所得年額

ア 育児休業給	$45,095 \times 10 \text{ 月分} = 450,950 \text{ 円} \dots \textcircled{1}$
イ 復職後所得	
10月、11月分給与	$- 353,212 \times 2 \text{ 月分} = 706,424 \text{ 円} \dots \textcircled{2}$
ウ 所得年額計	$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 1,157,374 \text{ 円} < 1,300,000 \text{ 円}$

(2) 再算定後の所得年額

ア 育児休業給(12月~3月)	$45,095 \times 4 \text{ 月分} = 180,380 \text{ 円} \dots \textcircled{3}$
イ 育児休業手当金支給額	
給料日額	$(302,800 + 12,112) \times 1/22 = 14,310 \text{ 円}$
支給日数	183日 - 53日(土曜及び日曜日) = 130日
支給額	$14,310 \times 20/100 \times 1.25 \times 130 \text{ 日} = 465,075 \text{ 円} \dots \textcircled{4}$
ウ 復職後の所得	
10月、11月分給与	$353,212 \times 2 \text{ 月分} = 706,424 \text{ 円} \dots \textcircled{5}$
エ 所得年額の計	$\textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} = 1,351,879 \text{ 円} \geq 1,300,000 \text{ 円}$

よって、7.4.1以降扶養親族としての認定不可

各 県 立 学 校 長
各 市 町 立 小 中 学 校 長 様

教 職 員 課 長

育児休業期間中の者についての扶養親族認定に係る所得見込額の算定について

このことについては、平成 7 年 4 月 1 日付け教職第 1 5 7 号、平成 7 年 1 2 月 2 5 日付け教職第 9 7 4 号、平成 1 2 年 1 2 月 2 0 日付け教職第 9 2 6 号、平成 1 4 年 4 月 2 5 日付け教職第 1 5 6 号及び平 1 9 教職第 3 2 2 号により通知しているところですが、平成 2 2 年 3 月 2 9 日付け事務連絡「地方公務員等共済組合法の一部改正の一部改正による育児休業手当金の取り扱いについて」により、平成 2 2 年 4 月 1 日から育児休業手当金の給付率に変更されることになりましたので、下記を参照の上、事務処理に遺漏のないようにしてください。

記

【取扱い】

平成 2 2 年 4 月 1 日以降に育児休業を取得する場合には、所得見込額の算定については改正後の育児休業手当金の額によること（別紙参照）。

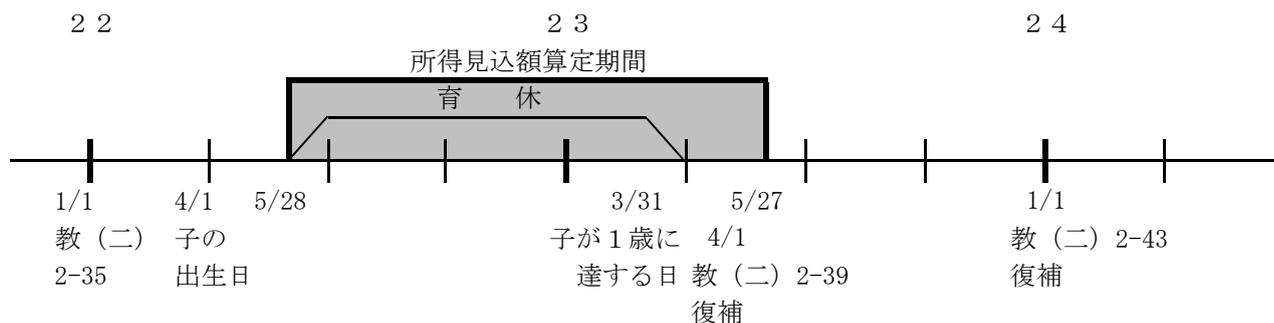
なお、平成 2 2 年 3 月 3 1 日以前に育児休業を取得した者については、従前どおりの取り扱いとする。

(参考)

給付の種類		改正前	改正後
育児休業手当金		給料日額× 50/100 ×1.25	給料日額× 50/100 ×1.25
内	育児休業期間中分	給料日額×30/100×1.25	
訳	復職後分	給料日額× 20/100 ×1.25	

学 校 給 与 班
TEL 083-933-4545
FAX 083-933-4559

【例1】子が1歳に達する場合の所得見込額算定例



《前提条件》

育児休業期間 22. 5. 28～23. 3. 31

所得見込額算定期間：22. 5. 28～23. 5. 27

現在給料

22. 1. 1 教(二) 2-35

給料月額 239,900円

減額後給料月額(2%) 235,102円

教職調整額 9,596円

教員特別手当 4,600円

その他手当なし

復職後給料

23. 4. 1 教(二) 2-39

給料月額 251,200円

減額後給料月額(2%) 246,176円

教職調整額 10,048円

教員特別手当 4,800円

その他手当なし

給料日額 (235,102円 + 9,596円) × 1/22 ≒ 11,120円 (10円未満四捨五入)

給付日額 308日 - 79日(土、日) = 229日

◎ 改正後の所得見込額

a 育児休業手当金支給額

$$(11,120円 \times 50 / 100 \times 1.25) \times 229日 = 1,591,550円 \dots \textcircled{1}$$

(円未満切捨)

b 平成23年4月～5月給与

$$(246,176円 + 10,048円 + 4,800円) \times 1月 = 261,024円 \dots \textcircled{2}$$

$$(246,176円 + 10,048円 + 4,800円) \times 20/22 = 237,294円 \dots \textcircled{3}$$

c 平成22年6月期末勤勉手当

$$\text{期末手当} (239,900円 + 9,596円) \times 1.25 \times 80\% = 249,496円 \dots \textcircled{4}$$

$$\text{勤勉手当} (239,900円 + 9,596円) \times 0.7 \times 95\% = 165,914円 \dots \textcircled{5}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} = 2,505,278円 > 1,300,000円 \quad \text{よって認定不可}$$

事 務 連 絡
平成11年(1999年)12月24日

各 教 育 事 務 所
給与担当者 様
各 県 立 学 校

教職員課給与係

育児休業者に対する期末手当又は勤勉手当の支給について

このことについては、平成11年(1999年)12月8日付け教職第832号で通知しているところですが、主な改正点は下記のとおりですので、扶養手当の認定に係る所得の再計算等の事務処理の参考としてください(所得の再計算に当たっては、平成7年12月25日付け教職第974号を参照の上、新たに育児休業中の期末勤勉手当の支給額も踏まえて認定継続の可否を判断することとし、事務処理の遺漏による戻入が生じないように留意願います。)

なお、期末勤勉手当の支給時には、基準日現在の人事給与マスタにより支給額が計算されることとなるため、育児休業中の職員のマスタ管理についても遺漏のないようお願いいたします。

また、教育事務所にあっては、貴管内の各小・中学校への周知についてよろしく願います。

記

1 対象となる職員

(改正後の「職員の育児休業等に関する条例」第5条の2に規定)

(1) 期末手当

基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間において勤務した期間(人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

※「人事委員会規則で定めるこれに相当する期間」

(改正後の「職員の育児休業等に関する規則」第5条に規定)

休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間

①育児休業をしていた期間

②停職又は専従退職者として在職した期間

③休職にされていた期間(公務傷病等による休職者であった期間を除く。)

●具体例

年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び職務専念義務の免除を受けた期間。ただし、週休日及び祝日等はこれに含まれない。

(2) 勤勉手当

基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

※「人事委員会規則で定めるこれに相当する期間」はなし。

2 期間率の計算

育児休業をしていない一般の職員と同様に計算を行う。

3 施行日

平成12年1月1日

(参考1) - 抜粋 -

【職員の育児休業等に関する条例の改正】

(期末手当等の支給)

第5条の2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年山口県条例第2号。次項及び第8条第3項において「職員給与条例」という。）第16条の5第1項（一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和27年山口県条例第6号。以下この条及び第8条第3項において「学校職員給与条例」という。）第2条の学校職員にあっては、学校職員給与条例第18条第1項）に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 職員給与条例第16条の8第1項（学校職員給与条例第2条の学校職員にあっては、学校職員給与条例第18条の4第1項）に規定する基準日にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

【職員の育児休業等に関する規則の改正】

(勤務した期間に相当する期間)

第5条 条例第5条の2第1項の人事委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- 一 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間
- 二 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年山口県人事委員会規則第9号）第2条第3号又は第4号に掲げる職員として在職した期間
- 三 休職にされていた期間（期末手当及び勤勉手当に関する規則第6条第3項に規定する期間を除く。）

※現業職員についても、一般職の職員と同様に支給ができるよう諸規程を改正

(参考2)

事例1 全期間にわたって実際に勤務した期間がない場合

(6月期末勤勉手当)



●期末手当

・支給の可否 → 3/2～3/14の産休が「人事委員会規則で定めるこれに相当する期間」に該当するため、支給できる。

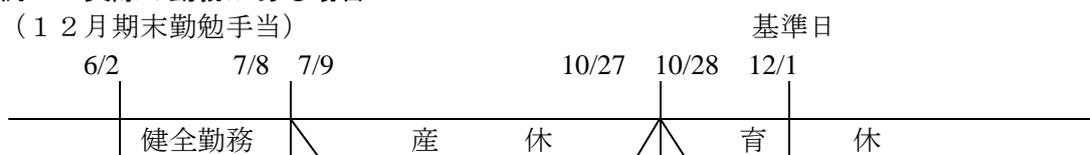
・期間率 $\frac{\text{在職期間} - \text{除算期間}}{\text{在職期間}}$
育休 3/15～6/1 = 2月18日 $2\text{月}18\text{日} \times 1/2 = 1\text{月}9\text{日}$
 $3\text{月} - 1\text{月}9\text{日} = 1\text{月}21\text{日} \rightarrow 60/100$

●勤勉手当

・支給の可否 → 実際に勤務した期間がないため、条例第5条の2に該当せず、支給されない。

事例2 実際の勤務がある場合

(12月期末勤勉手当)



●期末手当

・支給の可否 → 勤務した期間があるため、支給できる。

・期間率 $\frac{\text{在職期間} - \text{除算期間}}{\text{在職期間}}$
育休 10/28～12/1 = 1月4日 $1\text{月}4\text{日} \times 1/2 = 1\text{月}7\text{日}$
 $6\text{月} - 1\text{月}7\text{日} = 5\text{月}13\text{日} \rightarrow 80/100$

●勤勉手当

・支給の可否 → 勤務した期間があるため、支給できる。

・期間率 $\frac{\text{在職期間} - \text{除算期間}}{\text{在職期間}}$
育休 10/28～12/1 = 1月4日
 $6\text{月} - 1\text{月}4\text{日} = 4\text{月}26\text{日} \rightarrow 80/100$

義務教育課各分室

各 県 立 学 校

給与事務担当者 様

教職員課学校給与班

育児休業期間中の者についての扶養親族認定に係る
所得見込額の算定について (事務連絡)

地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う暫定措置に係るこのことについては、平成 1 9 年 9 月 2 8 日付け平 1 9 教職第 3 2 2 号より通知しているところですが、育児休業開始日を事実発生日として扶養親族認定がされた場合の取扱いについて、下記のとおりとしましたのでお知らせします。

記

平成 1 9 年 9 月 2 6 日付け公立山口第 3 3 0 号で通知された育児休業手当金の給付率の変更については、平成 1 4 年 4 月 2 5 日付け教職第 1 5 6 号の記の最終段落中、「育児休業期間中、扶養認定に影響を与える新たな事実」には該当しないものとする。したがって、育児休業開始日を事実発生日として扶養親族認定がされた場合については、育児休業手当金(30/100支給分)の給付が終了した時点において、あらためて扶養親族認定の可否の判断は要しないこととする。

学 校 給 与 班

TEL 083-933-4545

FAX 083-933-4559

各教育事務所長
様
各県立学校長

教 職 員 課 長

育児休業に係る扶養親族の認定等について

このことについては、平成7年4月1日付け教職第157号、平成7年12月25日付け教職第974号及び平成12年12月20日付け教職第926号により通知しているところですが、平成14年4月1日より育児休業の対象となる子の年齢が3歳未満に引き上げられたことに伴い、下記のとおり取り扱うこととしましたので事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

なお、教育事務所にあつては、貴管内の各小・中学校への周知についてよろしく願います。

記

育児休業期間中に係る所得見込額算出要領

- ① 育児休業期間開始日から向こう1年間の所得見込みを算出し、扶養認定の可否を判断する。
- ② 上記①により「扶養認定されなかった者」については、育児休業手当金（子が1歳に達する日までの支給分）の支給が終了した日の翌日から向こう1年間の所得見込みを算出し、扶養認定の可否を判断する。
- ③ 育児休業期間中、扶養認定に影響を与える新たな事実が発生した場合は、その時点であらためて向こう1年間の所得見込みを算出し、扶養認定の可否を判断する。

【事例】

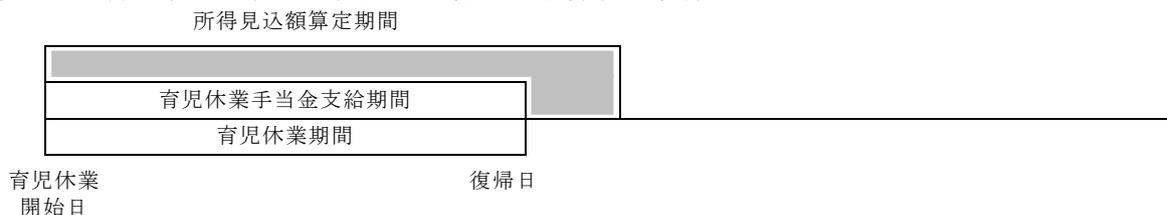
- ア 育児休業期間の延長（改正法の経過措置に係る延長も同様とする）
→ 延長された育児休業期間の開始日から向こう1年間の所得見込みを算出し、扶養認定の可否を判断する。
- イ 当初所得見込みされていなかった所得の発生
→ 当該所得の発生の日から向こう1年間の所得見込みを算出し、扶養認定の可否を判断する。

※ 上記①により「扶養認定された者」については、育児休業期間中、扶養認定に影響を与える新たな事実が発生しない限り、育児休業手当金（子が1歳に達する日までの支給分）の支給終了時点において、あらためて扶養認定の可否の判断は要しない。

学 校 給 与 班
TEL 083-933-4547

育児休業期間中の者についての扶養親族認定に係る所得見込額算定

① 子が満1歳に達する日以前まで育休を取得する場合

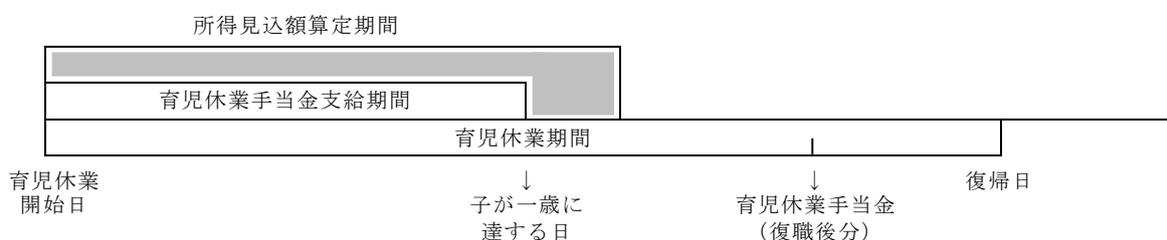


育休開始時点で、向こう1年間の収入見込み（育休中に支給される育児休業手当金・期末勤勉手当等、復帰日から1年を経過する日までの給与及びその他の収入の合計）を算定する。

130万円未満 → 育児休業期間中「扶養親族」として認定できる

130万円以上 → 「扶養親族」として認定できない

② 育休開始当初より1年以上の育休を取得する場合



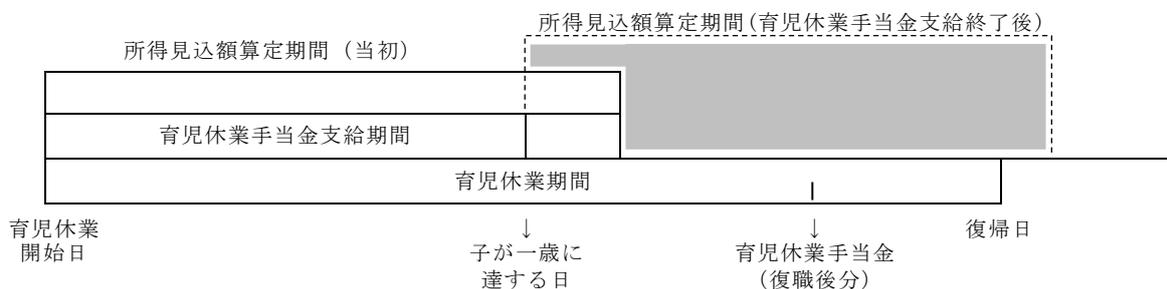
育休開始時点で、向こう1年間の収入見込み（育休中に支給される育児休業手当金・期末勤勉手当等及びその他の収入の合計）を算定する。

130万円未満 → 育児休業期間中「扶養親族」として認定できる

130万円以上 → 育児休業開始時点においては「扶養親族」として認定できない

※「扶養親族」として認定された場合、育休期間中に当初見込まれていなかった別所得が発生する等扶養認定に影響を与える新たな事実がない限り、育児休業手当金の支給終了時点において、あらためて扶養認定の可否の判断は要しない。

③ 育休開始当初より1年以上の育休を取得する場合で、上記②の算定により、育休開始時点で「扶養親族」として認定されなかった場合

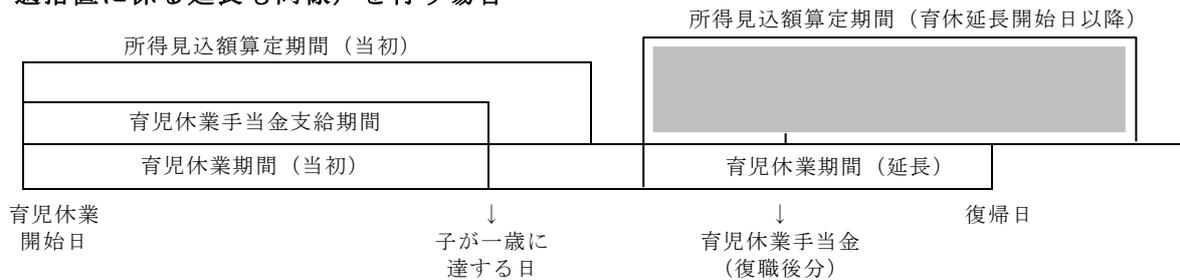


育児休業手当金（子が1歳に達する日までの支給分）の支給が終了した日の翌日から向こう1年間の所得見込み（育児休業手当金(復職後分)、復帰日から1年を経過する日までの給与及びその他の収入の合計）を算定する。

130万円未満 → 育児休業手当金（子が1歳に達する日までの支給分）の支給が終了した日の翌日以降、育児休業期間中「扶養親族」として認定できる

130万円以上 → 引き続き「扶養親族」として認定できない

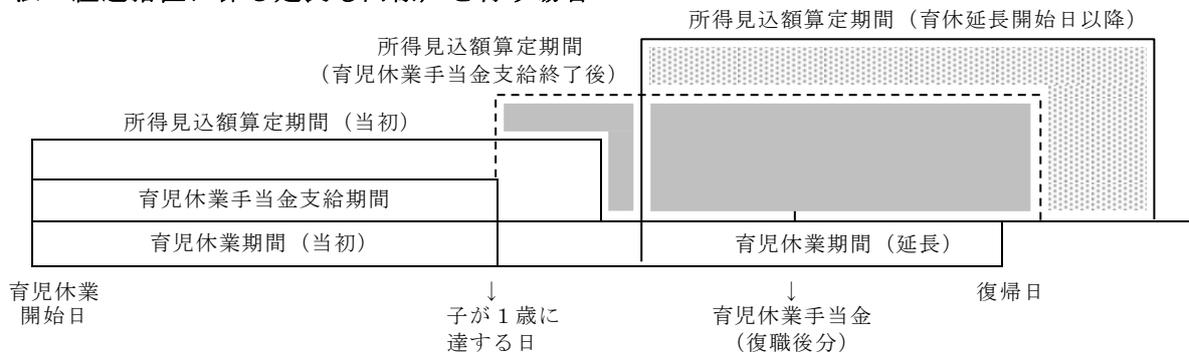
④ 当初の育休開始時点で「扶養親族」として認定された場合で、育休の期間延長（改正法の経過措置に係る延長も同様）を行う場合



育休延長の開始日から向こう1年間の所得見込み（育児休業手当金、復帰日から1年を経過する日までの給与及びその他の収入の合計）を算定する。

- 130万円未満 → 引き続き育休期間中「扶養親族」として認定できる
- 130万円以上 → 延長育休開始日以降「扶養親族」として認定できない

⑤ 当初の育休開始時点で「扶養親族」として認定されなかった場合で、育休の期間延長（改正法の経過措置に係る延長も同様）を行う場合



育児休業手当金（子が1歳に達する日までの支給分）の支給が終了した日の翌日から向こう1年間の所得見込み（育児休業手当金(復職後分)、復帰日から1年を経過する日までの給与及びその他の収入の合計）を算定する。

※ 育児休業手当金（子が1歳に達する日までの支給分）の支給が終了した時点で職員から育休の期間延長に係る請求がされており、当該育休の延長を県教委が承認することが確定的である場合は、延長の育休期間を見込んで向こう1年間の所得見込みを算定する。

- 130万円未満 → 育児休業手当金（子が1歳に達する日までの支給分）の支給が終了した日の翌日以降、育児休業期間中「扶養親族」として認定できる
- 130万円以上 → 引き続き「扶養親族」として認定できない

↓

上記算定により「扶養親族」として認定されなかった場合、育休延長の開始日から向こう1年間の所得見込み（育児休業手当金、復帰日から1年を経過する日までの給与及びその他の収入の合計）を算定する。

- 130万円未満 → 延長育休開始日以降、育児休業期間中「扶養親族」として認定できる
- 130万円以上 → 引き続き「扶養親族」として認定できない

平 2 5 教 職 第 6 1 6 号
平成 2 6 年(2014 年) 3 月 6 日

各 県 立 学 校 長
下 関 商 業 高 等 学 校 長 様

教 職 員 課 長

「主たる扶養者」の確認方法について（通知）

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしますので、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

なお、給与事務担当者研修会資料（扶養手当）の「第 5 質疑応答」については、訂正を行う予定です。

記

扶養親族が共同して扶養される場合^{*}の「主たる扶養者」の判断については、主に所得の多寡で行うこととしているが、共同扶養者間の所得の差が、多い方の 1 割以内である場合には、職員から申請があった扶養者を「主たる扶養者」として認定できることとする。

なお、この取扱いは、平成 2 6 年 4 月 1 日以降の認定から適用する。

※ 例えば、子を両親が共同して扶養している場合。この場合の両親を共同扶養者という。

学校給与班 TEL 083(933)4545 FAX 083(933)4559

「主たる扶養者」の確認方法について（参考資料）

確認方法の概要

「主たる扶養者」の判断については、主に所得の多寡で行うこととしていますが、「所得の多寡が判断し難い場合」には、実質的な扶養者を「主たる扶養者」とすることとしています。

平成26年4月1日以降は、「共同扶養者間の所得の差が、多い方の1割以内である場合」を、「所得の多寡が判断し難い場合」に該当するものとして取り扱うこととし、職員から申請のあった扶養者を「主たる扶養者」として認定できることとします。

今回の取扱いの概要

共同扶養者のうち、所得（年間収入）の少ない方を「主たる扶養者」と認定する場合には、以下の手順に従って確認をします。

なお、共同扶養者のうち、所得（年間収入）の多い方を「主たる扶養者」と認定する場合には、以下の確認は必要ありません。

①所得（年間収入）の比較計算

夫婦の年間収入を比較し、その差額を、多い方の年間収入で除した値が、1割以内であることを確認します。

職員（教員）	年間収入 380万円	➔	差額 20万円
配偶者（民間）	年間収入 400万円		

$$\frac{\text{差額}}{\text{多い方の年間収入}} = \frac{20\text{万円}}{400\text{万円}} = 0.05 (5\%) < \underline{1割(10\%)以内}$$

②申立書の提出

職員から「夫婦のいずれが実質的な扶養者であるか」を記載した申立書を提出していただきます。

（宛先） ○○○学校長 様
（表題） 実子□□の実質的な扶養者について
（内容） 私××と配偶者△△は、実子□□を共同して扶養しておりますが、実子□□の実質的な扶養者は、私××であることを申し立てます。

平成○年○月○日 ×× 印

③「主たる扶養者」の認定

申立書の内容を確認し、実質的な扶養者が職員であれば、職員を「主たる扶養者」として認定できます。

(参考様式)

令和 年 月 日

給与月額等証明書（固定給用）

所在地

会社名(法人名)

代表者職氏名

印

社員(職員) _____ の給与月額等について、下記のとおり証明します。

記

項目	支給金額	支給日
給与月額	円	毎月 日
賞与 月分 ※賞与計算期間 月 日～ 月 日	円	月 日
賞与 月分 ※賞与計算期間 月 日～ 月 日	円	月 日

※記入上の注意

- 1 給与月額については、毎月決まった額を支給するもののみ記入し、残業手当等勤務実績に応じて支給されるものは含めないでください。
- 2 賞与については、一律に支給するもののみ記入し、能力や勤務成績等に応じて支給するものは含めないでください。なお、支給しない場合は「支給なし」と記入してください。

令和 年 月 日

給与支給証明書 (パート・アルバイト用)

所在地

会社名(法人名)

代表者職氏名

印

社員(職員) _____ の給与の支給について、下記のとおり証明します。

就職年月日 _____

記

項 目	支給金額 (見込額)	支給日
年 月分	円 (円)	月 日
年 月分	円	月 日
年 月分	円	月 日
年 月分	円	月 日
年 月分	円	月 日
年 月分	円	月 日
年 月分	円	月 日
年 月分	円	月 日
年 月分	円	月 日
年 月分	円	月 日
年 月分	円	月 日
年 月分	円	月 日
年 月分	円	月 日
賞与 年 月分	円	月 日
賞与 年 月分	円	月 日

※記入上の注意

この証明書には、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの給与及び賞与について記入してください。なお、賞与の支給がない場合は支給金額欄に「支給なし」と記入してください。